

## 議事に係る関係条文

(公立大学法人に係る中期計画の作成関係)

### 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）

#### (中期目標)

**第 25 条** 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において、地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

～中略～

#### (中期計画)

**第 26 条** 地方独立行政法人は、前条第 1 項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

**2** 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- 四 短期借入金の限度額
- 四の二 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
- 五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- 六 剰余金の使途
- 七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

～中略～

#### (中期目標等の特例)

**第 78 条** ～中略～

**4** 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期計画について、第 26 条第 1 項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。